

令和5年第6回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日            令和5年6月5日（月）

2. 招 集 の 場 所            坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ）        令和5年6月6日（火）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1番 折 中        智 君 | 2番 岡 村 繁 範 君       |
| 3番 縫 部 逸 都 君      | 4番 池 脇 雅 彦 君       |
| 5番 向 田 清 一 君      | 6番 末 吉 克 巳 君       |
| 7番 安 竹        正 君 | 8番 光 岡 美 里 君       |
| 9番 中 川 ゆかり 君      | 10番 柚 木        喬 君 |
| 11番 奥 村 富士雄 君     | 12番 川 本 英 輔 君（議長）  |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |                |
|-------------|----------------|
| 町        長  | 吉 田 隆 行 君      |
| 副 町 長       | 村 上 明 雄 君      |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君      |
| 技        監  | 錦 織 直 紀 君      |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君      |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君      |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君    |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君      |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君      |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本        保 君 |
| 税 務 住 民 課 長 | 河 野 宏 明 君      |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 川上宏規君 |
| 都市計画課長     | 松谷展裕君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事    | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

日程第1 「一般質問」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。今日は定例会2日目、一般質問に入ります。

傍聴席の皆様には足元の悪い中、ようこそおいでいただきました。ありがとうございます。

4月の改選におきまして、坂町議会も大変若返ってまいりました。そのことを踏ま

えて、それぞれの地域に議会のほうから出向いて、いろいろな皆さんの意見を聞くような方向性を、今、思っておりますので、その節にはひとつよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から11問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許しますが、質問の際には要点を絞って発言をお願いいたします。

また、再質問は5問までといたします。

8番光岡美里議員から「地域共生社会に向け中核機関の設置を」について質問願います。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 「地域共生社会に向け中核機関の設置を」の件についてお伺いします。

地域共生社会の実現に向け、判断能力が低下しても住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な制度として、成年後見制度等を中心とした権利擁護の支援があります。

広島県においても成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、特に身寄りのないこと等が理由による首長申立ての件数は平成25年から令和4年の間に2.8倍となっており、地域で孤立しがちな方の重要なセーフティネットとなっていることがうかがえます。

ほかにも本人との契約に基づく「福祉サービス利用援助事業」の利用者も増加傾向にあり、通称「かけはし」と呼ばれるこのサービスは地域生活の重要な支え手となっています。

これらの支援ニーズに対応するため、県内各市町においては、成年後見制度等の権利擁護支援において、地域連携ネットワークの中心となる「中核機関」の設置を進めているところです。

そこで、坂町における成年後見制度等に関する中核機関の設置について、現状や課題、今後の取組について町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域共生社会に向け中核機関の設置を」の件についてお答えをいたします。

現在、少子高齢化、高齢者のみ世帯の増加、ひきこもり、生活困窮者の増加など、様々な問題が顕在化し、生活が多様化、複雑化しており、特に高齢者が高齢者を介護する「老々介護問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、高齢者が無職等の子供の生活を支える「8050問題」など、福祉的な課題も生じています。

このような中で、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度、分野の枠を超え、住民の皆様が住み慣れた地域で自分らしく健康で暮らせるまちを共につくっていくことが重要であると考えております。

そうした中で、成年後見制度は高齢者のみならず、障害のある人たちの権利を擁護する仕組みとしてしっかり機能させていくことが大事であるというふうに考えております。

このため、本町では成年後見制度の広報や講座の開催、各種相談への対応、要支援者に代わり成年後見制度の申立てをする町長申立て制度の活用や、要支援者が生活保護法の被保護者等に該当する場合は、成年後見人に対する報酬の助成、また、成年後見制度に至るまでの福祉サービス利用援助事業「かけはし」の活用など、坂町地域包括支援センターや坂町社会福祉協議会と連携し、さまざまな角度から住民の皆様の福祉の向上に取り組んでまいりました。

今後は早期の段階から成年後見制度等の利用について、住民の皆様が身近な地域で相談できる支援体制を構築することや、弁護士、家庭裁判所などの専門職や専門機関、地域に密着して活動している民生委員と各種行政機関が緊密に連携できる地域連携ネットワークづくりや、それを支援する役割を持つ中核機関を築いていくことが必要となつてまいります。

現在、令和6年度の保健・福祉の拠点の開設に向け、学識経験者を迎え、制度設計の着手及び対応する職員のさらなる専門的知識の向上に努め、引き続き、本町の実情に合った地域密着、住民密着の総合相談窓口を整備し、住民の皆様が住みやすく暮らしやすい坂町の実現に取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 坂町の現状や課題など、よく分かりました。

そこで、一般的によく誤解があるところなのですが、この中核機関というものは、何か建物を建てて箱物を造るというものではなく、これら中核機関の機能を、例えば権利擁護センターなどの名称で相談窓口機能を持たせる形で設置している市町が多いものとなっております。

そのため、先ほどの答弁でも、保健・福祉の拠点令和6年度に開設するというお話がありましたように、坂町の場合は保健・福祉の拠点、総合相談窓口が中核機関の機能も包括して担うというふうに整備するというように理解いたしました。前向きに捉えていただいている状況にまずは安心いたしましたところです。

そこで、答弁いただいた中で、地域連携ネットワークの整備についてお伺いします。

この地域連携ネットワークとは、本人を後見人とともに支えるチーム等、地域における協議会等という二つの基本的な仕組みを持つものとされていて、こうした地域連携ネットワークを整備して、適切に協議会等を運営していくために中核機関が必要であるというふうにされています。

そこで、坂町の実情に合った地域連携ネットワークが要になってくると考えますが、地域連携ネットワークの整備に当たって、どのようなありようが坂町の実情に合った状態であるというふうに捉えておられるのかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

本町の実情に合った地域連携ネットワークでございますが、先ほど議員もおっしゃったように、箱物を造るということではございません。やはり国が示しております権利擁護の支援が必要な人を発見し、支援することや、早期発見し、初期の段階から相談対応を行うこと等を重視をいたしております。

町長の答弁にもございましたように、本町の基本は地域密着、住民密着、顔の見える関係を持った住民に密着した総合相談窓口を設置することでございます。

地域連携ネットワークに向けましては、地域共生社会に向けた一つの手段であると考えております。全てを新たにつくるのではなく、現に坂町の実情をしっかりと把握しております高齢者の坂町の自立支援地域ケア会議でございますとか、障害者の地域自立支援協議会、また、虐待対応のコア会議、こういった一人一人をしっかりと把握した機関を巻き込み、そこに今後は、町長の答弁にもありましたが、家庭裁判所、弁

護士など、そういった司法の機関も取り入れ、しっかり対応していくことが必要であると考えております。

あとは総合相談窓口を設置をして、そこに来ていただくということではなく、この地域連携ネットワークを活用し、やはりこちらから町内に出向いていきまして、やはり窓口に来られない方の支援もしっかりとやっていく必要があると考えております。

こういったことをしっかりと対応する職員を育成するために、先日の補正予算での御質問をいただきましたが、保健福祉総合相談の開設に向けたアドバイザー、学識経験者、こちらの大学の先生や、あとは県社協が推奨しております、災害のときにも来ていただいたのですが、そういったアドバイザーの方をお呼びして、しっかりと職員の資質を向上するとともに、あとは坂町の実情に合った、こういったものが必要なのかというのをしっかりと協議をした上で、坂町の本当に実情に合ったネットワークをつくっていくということを前向きに考えてまいりたいと思います。

あと、やはりこれは住民の皆様を主体に考えていくということが一番必要となつてまいりますので、しっかりと住民の皆様の御意見を、今回、いろいろな計画を今期策定するようになっております。高齢者福祉でございますとか、地域福祉でございますとか、障害者の関係、あと介護保険の関係の事業も計画を立てる予定となっております。そういった計画とも一体的に考え、地域の実情に合った連携、ネットワークづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 大変よく分かりました。様々な分野と連携して、巻き込んでいって、総合相談窓口にしていくというところで、ぜひ実現に向けて頑張っていたいただきたいなと思いながら聞かせていただきました。

続いて、実情のところなんですけど、さらに伺いたい部分が、広報等、力を入れて取り組んでおられるところと思いますが、坂町においては、成年後見制度について、この町長申立てはどのような背景で行われているケースが多いのか、実数なども踏まえてお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 現在も取り組んでおります町長申立ての件でございます。

本町におきましては、平成22年に坂町成年後見制度利用支援実施要項を定めております。これに基づき町長申立て等を行っております。

現状といたしましては、平成23年に1件、27年に1件、平成29年にも1件ございました。この平成29年の1件につきましては、町長申立てのみならず、町長の答弁にもございましたように、後見人に対する報酬の支援も行っております。

さらに、やはり光岡議員の御質問の中にもありましたように、年々、この町長申立てが増えてきているということでございます。現状、令和2年から令和4年に向けて7人の方の町長申立てを行っております。この方々の背景につきましては、介護保険の御利用者であるとか、これは担当ケアマネジャーから心配であるということで、町のほう、地域包括支援センターのほうに相談が参ります。

また、直接地域包括支援センターが地域に出向いていき、そこでやはり課題のある方を抽出し、そういったことに結びつけていくこともございます。

あとは、おひとり暮らしの高齢者で所得の少ない方、身内のいらっしゃる方ということで、養護老人ホームへの措置を坂町では行っておりますが、やはり措置の入所者については、こういった権利擁護、成年後見制度の利用が必要ということで、そういったことを結びつけてまいっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） やはり坂町でも申立てが増えてきているということで、実情よく分かりました。

専門職から相談につながったケースが多いという状況で、各機関との連携がよく取れていないと、こういった相談や申立てにつながらないということを考えると、連携がよく取られておられる状況も分かりながら聞かせていただきました。引き続き、取り組んでいただければと思います。

一方で、専門職ではなく、一般の町民の方々から相談があつて、申立てにつながるというケースが全国的にも少ないことと思います。そういったことから、町民へのますますの普及啓発が求められるところだと思っておりますが、今後、どのような手だてを講じていかれるのかについてもお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 確かに一般住民の方がこの権利擁護、成年後見制度を

御理解されるのはなかなか難しいということ、令和3年に実施しました福祉のまちづくり計画のアンケートにおいても、やはり制度の内容が分からない、どのように利用していったらいいのか分からないというような御意見をいただいております。

今後はやはり保健福祉の拠点の中でしっかりとこういった制度も周知いたしますし、ホームページやSNS、若い方にはそういったSNSを発信して、しっかりと御理解をいただけるように努めていくことが必要かと考えております。

また、あと社会福祉協議会でございますとか、地域包括支援センターにおいても、こういった制度をしっかりと地域に発信していくような仕組みづくりをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） これらの中核機関を含めた総合相談窓口が開設されるということは、非常に町民の方の利益につながるものと思いながら聞かせていただきました。

そこで、最後に町長にお伺いしたいと思います。

この地域共生社会に向けて、答弁いただいたように、老々介護ですとか8050問題、ダブルケア問題、こういったところに対して対応していくためには、中核機関の機能を動かしていく人材の育成と少なくない人員がどうしても必要になってくるところだと考えながら聞かせていただきました。

そこで、この点につきまして町長はどのようなお考えなのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、保険健康課長が申し上げたことがほぼでございますけども、やはり保健福祉の拠点を整備をするということによりまして、いわゆる町民の皆様が相談に来られたとき、あるいは電話の相談とかいろいろなこともあろうかと思っておりますけども、そういう折にスピーディーに事柄が解決につながるような、そういう思いでこの拠点整備もしていくわけでございます。

町民の皆さんからも、時々ではありますけれども、相談に行ったら、たらい回しのようにあっちへ行け、こっちへ行けと言われるんだというような冷たい対応をされたというようなことも過去に聞いておることもございますし、そういう整理をしていきながら、やはり温かみのある行政にしていきたいというのが一つでありまして、そういう中で、やはり国のルール等もいろいろございますので、そこらもしっかり取り入



れて、総合的にこの拠点を活用しながら、福祉住民サービスを提供していくというような整理でこれからも進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 9番中川ゆかり議員から「国道31号歩道拡幅整備計画に伴う関連事業の進捗状況は」について質問願います。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 「国道31号歩道拡幅整備計画に伴う関連事業の進捗状況は」の件についてお伺いします。

高尾橋から北新地までの海側歩道拡幅につきましては、平成25年、27年、30年、令和3年にも質問を行い、今回で5回目となります。歩行者の安全・安心の通行対策ということはこれまでも申し上げてきております。

しかし、国道31号の渋滞緩和のために総頭橋交差点の改良を行い、坂駅北口から総頭橋交差点をつなぐ計画が緊急性及び優先性が高いということで、高尾橋から北新地までの歩道拡幅整備は、その後、埋立てにより事業を行うとお聞きしております。埋立てとなると港湾関連との協議も行われ、4車線化のための用地買収なども行われていることは承知しております。

しかしながら、前回質問を行って以来、2年が経過しておりますが、現在の進捗状況など、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「国道31号歩道拡幅整備計画に伴う関連事業の進捗状況は」の件についてお答えをいたします。

国道31号の高尾橋から北新地までの歩道拡幅整備につきましては、坂歩道整備事業の事業区間内に含まれており、平成27年度当初は張り出し歩道構造で計画をされておりましたが、令和2年度から事業化された総頭川交差点改良事業の4車線化を見据えて埋立て方式への変更が行われました。

御質問の現在の進捗状況でございますが、坂歩道整備事業では、関係機関である警察及び港湾管理者である広島県、地元自治体である坂町との協議を重ねながら予備設計を行っております。また、公有水面埋立てに係る事前協議を広島県と行っているところでございます。

今年度は引き続き地権者説明を進めるとともに、予備設計、用地調査を実施し、令

和6年度から詳細設計を進め、その後、用地交渉及び契約手続並びに公有水面埋立ての本申請を行い、承認が下りますと工事着手する予定と伺っております。

次に、総頭川交差点改良事業の進捗状況でございますが、国道31号の渋滞緩和の対策として総頭橋交差点の改良を行うため、現在、予備設計を行い、昨年度から道路用地の買収に伴う地権者に対し説明を進めております。

今年度は引き続き地権者説明を進めるとともに予備設計、用地調査を行い、令和6年度から詳細設計、その後、用地交渉及び契約手続を進め、支障移転に伴う家屋の移転が完了しましたら、工事着手する予定と伺っております。

これら二つの事業につきましては、同時並行して進めておりますことから、町といたしましては、関係者への協議や交渉を国と協力し、事業が滞ることのないよう努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 答弁を今いただきまして、歩道拡幅と総頭川交差点改良事業は並行して着手、確かな進捗はあるようですが、残念ながら着工に至るまでまだまだ時間を要することはよく分かりました。

歩道拡幅に関しては、警察や港湾管理者の広島県、坂町と協議を重ねて予備設計を行っているということで、令和6年から詳細設計を進めて、その後、本申請ということですが、この事業に関しては、土地の取得などの障害はない状態と思えるのですが、手続関連で許可が下りるまでの段階があるのでしょうか。

そこで、調査段階の一つであろう埋立てに係る環境アセスメントの実施は終わっているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 錦織技監兼建設部長。

○技監（錦織直紀君） お答えいたします。

埋立てに関する環境アセスメントが実施を終えているのかということだと思いますけれども、現在、まだ埋立て申請の事前協議中ということでありまして、事前協議といえますのは、埋立ての必要な理由とか必要な面積の審査を行うものということでございます。この了解が得られましたら、埋立ての承認願書の作成を行いまして、本申請を行っていくということでございます。

お問合せの環境調査につきましては、令和2年に既に完了しているということであ

りまして、環境調査、水質とか生物とかの調査を行いますけれども、特にそういう貴重なものは出てなかったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 令和3年のときに質問をしたときには、この環境アセスメント等、調査をこれから行うというような答弁だったと思うんですが、令和2年に行われていたということですね。

次の質問に移ります。

現在、予備設計の段階で埋立てのイメージとして、北新地グラウンド側の歩道をそのまま海側に延伸するようなイメージで考えていいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 錦織技監。

○技監（錦織直紀君） 歩道延伸のイメージが北新地グラウンド側の歩道がそのまま延伸するかということですが、北新地の総合グラウンドから東部流通団地の入り口までにつきましては、既に車道については4車の幅が確保されているということでございます。

坂歩道整備の埋立て区間は、北新地グラウンド側からの歩道がずっと延伸するイメージと考えていいということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） ということは、現在、桜並木のある海洋センター及び北新地グラウンドのところから、真っすぐ新しく宮崎堤防線ですかね、長橋に続く、あの道に続くというこの理解でいいんですよね。

3問目の質問を行います。

総頭川交差点改良事業では、昨年度から用地の買収の説明を地権者に進めているということですが、全地権者への説明は終わられているのでしょうか。支障がなければ、何件ぐらいの地権者がおられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 錦織技監。

○技監（錦織直紀君） 総頭川交差点改良における地権者には全員に説明しているかということですが、令和4年3月に皆さんを集めた設計説明会を開催しております。その後、用地買収に伴う地権者さんとか建物の所有者さんにつきまして説明を行

っております、今年度も説明を行う予定ということでございます。

関係する地権者さんとか建物の所有者さんには、設計内容について全員に説明を終わっているというふうに聞いております。ただし、納得いただいていない方もおられるということでございます。

地権者さんの件数につきましては、ちょっとこの場では回答を控えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 説明は終わってるけど、まだ交渉等は残っているということで理解していいんですね。

いつも申し上げることなんですが、本来なら、経緯などを考えましても、歩道拡幅が優先してもいいのではないのか思えてなりません。同時並行することのメリット、意味というものはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 錦織技監。

○技監（錦織直紀君） 同時並行で事業を行うメリットということですが、総頭橋の交差点改良につきましては、総頭橋の交差点改良することと道路を4車にするということで、渋滞の緩和とか交通事故の事故対策を行うという事業です。

坂の歩道整備につきましては、歩道の幅を広げるということで、歩行者の安全対策を行うという事業でございますけれども、これ、同時並行で行いますと、4車化がずっとできるということでございまして、一連の事業区間としまして、両区間の交通安全を一度にできるということがメリットだというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 最後になりますが、重ねて申し上げます。

先ほど技監も言われてましたが、歩道拡幅については歩行者の安全・安心につながって、4車線化については渋滞緩和につながる事案ですね。町民にとっても関心のある事業だと思います。地権者もあることなので、時間を要するのは分かりますが、早い実現に向けて関係機関に迅速に動いてもらうように働きかけていただくことをこれまで同様に願うばかりです。

○議長（川本英輔議員） 答弁要らないんですか。

○9番（中川ゆかり議員） できれば、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 錦織技監。

○技監（錦織直紀君） 早期整備の観点から、事業を行ってまず国土交通省の広島国道事務所の手続が遅延しないように、町としても協力していきながら、早期工事完成に向けて働きかけを行っていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時36分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「坂町循環バスの土日祝日の運行について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 大変お疲れさまです。池脇雅彦です。

つい7年ほど前ですか、そちら側に座っておりまして、大変緊張していたあの日々から、まさかこんな日が来るとは思いませんでしたが、私は住民の代表として、いわば住民党として、また、新人議員として住民の皆様の声を町政に届けるとともに、新風を吹き込みたいと、そのように考えております。

それでは、一般質問をさせていただきます。しばらくの間、御静聴ください。

私は昨年9月から政治活動を始めましたが、その間、坂町内を隅々まで歩いて回り、多くの住民の皆様の声を伺ってまいりました。

本日はそうした中で私に寄せられた声の中でも特に高齢者の皆様から最も多くの御要望のありました「坂町循環バスの土日祝日の運行について」質問させていただきます。

これまで吉田町長は常に公正を旨とし、将来にわたり持続可能な事業に対して積極的に取り組み、誰一人取り残さないという信念に基づいてこられたと、このように考えております。その政治姿勢は高く評価されるものであります。

そして、この政治姿勢を代表する代表的な事業の一つが坂町循環バスの運行であると考えています。冒頭、申し上げましたとおり、高齢者の方をはじめ、運転免許、ま

た、自動車をお持ちでない方など、様々な方にとりまして、循環バスは本当に欠かせない貴重な交通手段であります。

ところが、御承知のとおり、現在の循環バスは平日のみの運行でございます。土曜日、日曜日、そして祝日に出かけたくても、交通手段がないために困っておられる方がたくさんおられます。このため、当然のことではあります、町内にお住まいの皆様から土日祝日の運行を望む声が依然として根強く存在しているのが現状なのであります。

この問題につきましては、これまで議会において十分議論された問題であると認識しております。しかしながら、現実としてこうした町民の皆様の声がある以上、改めて循環バスの土日祝日の運行について、町長の見解をお尋ねします。

第1番、循環バスの運行開始時から現在に至るまで、土日祝日の運行について、これまでどのように検討されてきたのでしょうか。また、その検討経過について説明してください。

第2番、循環バスの運行に要する現在の予算総額は一体幾らなのでしょう。また、現在の運行ベースに土日祝日の運行を加えた場合、どのくらいの予算増となるのでしょうか。

第3番、土日祝日の運行を望む住民の切実な声をどのように受け止めておられますか。

第4番、土日祝日の運行ができない最大の原因は何だとお考えですか。

第5番、その原因が特定できているのであれば、今後、財源確保に努め、考え得る限りの各種方策を講じれば、将来、土日祝日のバス運行は実施可能であると思いますが、町長はどのようにお考えですか。

以上でございます。

今回の議会におきまして、私を含めまして、複数の議員が循環バスの運行に関する質問を行うこととしております。こうしたことから、現在の循環バスの運行については様々な課題があり、町政における大変重要な課題であると考えております。どうか住民の皆様が将来にわたり明るい希望が持てるよう、そして、やっぱり坂町に住んでよかったのと、このように幸せが実感できる、そうしたことが思えるような前向きな御答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町循環バスの土日祝日の運行について」お答えをいたします。

坂町循環バスにつきましては、中国JRバス安芸線の廃止を受けて、平成15年度から坂町が運行を開始しているところでございます。

御質問1点目の、土日祝日運行の検討経過につきましては、運行開始当初は土日祝日を含め運行を行っておりましたが、主な財源に当たるバス使用料が平成18年度の年間850万円をピークに年々減少し、平成28年度には年間610万円まで減少いたしました。

また、平成20年度には県の補助金制度が改正され、毎年600万円程度の補助金でしたが、改正以降は180万円まで減少し、平成23年度から平成28年度まで毎年1,400万円程度の赤字が続いた状況でございました。

このような状況の中、循環バスに関する運行形態などにつきましてアンケート調査を平成27年12月に実施するとともに、それらを地域公共交通会議及び循環バス検討委員会におきまして協議をしていただき、平成29年4月からは、より効率的でニーズに合った運行を行うことを目指し、試行的に1年間、月曜から土曜日まで1日置きの運行をいたしました。

その後、利用状況や収支などを考慮し、継続的に運行を行うために、土日祝日の運行を取りやめ、皆様の御意見を伺いながら、平成30年4月から現在の月曜から金曜までの平日のみの運行を行っているところでございます。

御質問2点目の、運行に要する現在の予算総額、土日祝日の運行を加えた場合の予算増につきましては、令和5年度の予算で申しますと、循環バスに関する歳入の総額は約1,083万円を見込んでおり、歳出であります運営経費につきましては、約3,118万円を見込んでおり、収支はマイナス約2,035万円の赤字が出る計算でございます。

これに対しまして、土日祝日の運行を加えました場合では、歳入の総額はプラス250万円程度が増える一方で、運営経費も約1,150万円増加することとなり、収支的にマイナス900万円と、さらに赤字が膨らむものと考えております。

次に、3点目から5点目の御質問につきましては、一括してお答えいたします。

循環バスの主な財源は乗客の皆様から頂く使用料となっており、利用者数が少なけ

れば赤字が増えることとなります。

また、国や県からの補助金につきましても、今後、増加することは難しいと考えており、土日祝日の運行に係る経費によって、さらなる財政負担が増加することに対し懸念をいたしておりますが、これまでの議員の御質問や町民からの運行を希望する御意見として、令和元年9月のアンケートでは、10.5%の運行希望が寄せられておりましたが、令和5年4月のアンケートでは58.1%と、希望されている方が多くなっております。

また、循環バスを生活の移動手段とされておられる方々への配慮は必要と思っておりますことから、まずは試行的に土曜日を7月から運行するよう、地域公共交通会議及び循環バス検討委員会で協議していただくことといたしております。

今後も引き続き坂町循環バスのサービス向上に努め、便利で身近な公共交通体制を目指し、効率的な運営を行ってまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 御答弁ありがとうございました。

今の運営経費の中で、非常に運営経費が年々赤字になっているということなんですけども、その運営経費の中で一番費用がかかっているのは、例えば運転手さんなどの人件費なんですか。また、その運転手さんというのは、今現在、何人おられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） 都市計画課長の松谷です。お答えいたします。

一番費用がかかっているものが今の報酬、おっしゃられるように運転手さんの人件費でございます。昨年度ベースで申しますと、実績で1,400万円ぐらいが報酬として支払われておるところでございます。

また、運転手につきましては、現在、6名の体制となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） ありがとうございました。

今の運転手さんの件があるので、一概にも言えないんですが、私のところにも入っておられる住民の声として、マイクロバス型のそういった運行バスと、それからワゴ



ン型のバスがありますけど、その小型のほうのワゴン型のバスを増台したということになると、その6人のローテーションでは非常に難しいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

ワゴン型の車を多くすれば、それだけ運転手さんは増えると思っております。今現在でも、坂便、また、小屋浦便が今のワゴンタイプを使っておりますが、どうしても朝の9時台が主ですが、どうしても乗客の方がそのバスに乗れないということもありまして、そのときは町の職員がすぐ駆けつけて、違う代替のバスでお運びさせていただくというのが今の実情でございます。そういうのが月に数回、何回かある状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 大変実情が分かりました。当然と言えば当然だろうと思えます。

そこでお尋ねするんですけども、副町長は非常に行政経験が長くて、また、もちろん本庁、あるいは県内の自治体でのそういった御経験もたくさんあると思うんですけども、様々なそういった市町村で起こる問題の中にこういったことがあるんだろうと思うんですけども、非常に識見の高い副町長に、そのあたり、県内の実情としてこういったことはどのようなのか、もし情報でお持ちでありましたらお答えください。

○議長（川本英輔議員） 村上副町長。

○副町長（村上明雄君） 生活交通で、私の赴任したところはどちらかというと過疎市町でしたんで、路線タイプでありますとか、デマンドタイプでありますとか、いろんな各自治体ごとに工夫されておりました。

そういう中で、坂町、住んで2か月余りですけども、非常に坂町は面積がコンパクトでありまして、そういった中でこうした循環タイプという非常にシンプルで分かりやすい運行形態、また、均一料金でやられてる。それをいろんな選択肢というか、比較例あると思いますけれども、外部委託型ではなくて、町としてしっかり責任を持ってやっているとところは非常にユニークというか、本当に議員からもありました、これからの免許返納でありますとかいうことを考えたときに、非常に力を入れて取り組んでおられると思います。

先ほど課長のほうからも答弁しましたように、私も来てからですけれども、いろんな試行錯誤をしながら、そのときそのときのでき得る限りの最適な形というのを取っておられるように聞いておりますので、町長からも御答弁ありましたように、7月からの土曜日運行を試行的にということをやっけていながら、またいろいろとブラッシュアップしていくということを考えていく方向であろうというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） どうもありがとうございます。

県内の実情が一番よく分かってらっしゃるんだと思いますし、そういった中で、先ほどの町長の御答弁の中にもありましたけど、年々、県の補助金が減っていくということで、これは御答弁の中で180万円という数字になりましたので、例えば今の段階であっても、20分の1ぐらいの、全体経費のですね、赤字を補填するにしても、その程度にしかないのではないかと思うんですけれども、これやはり将来的な見込み、まず現在の補助金額がその180万円なのかということと、これは副町長にお尋ねするのがよろしいのかちょっと分かりませんが、最終的には補助金がないような状況にやっぴりなるという予想が立ってるんでしょうか。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前10時53分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

まず、循環バスに係る補助金でございます。補助金につきましては、4年度の実績ベースで申しますと、全体の歳入の総額が1,100万円でございます。そのうちの県からの補助金が140万円、国からの補助金が237万円、そして、主な収入でございますバスの使用料、こちらのほうは721万円ということとなっております。

また、県・国の補助金が今後どうなるかということにつきましては、増えることはなかろうかと、今のところ、担当課長としては思っておるところでございます。ただ、継続はしていただくようお願いはしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 最後になります。大変分かりやすい御答弁いただきましてありがとうございます。

この後、また同僚議員が質問いたしますけれども、とにかく私の質問の最後にありましたように、まちに住む人が幸せに感じるような、そういった対応を、先ほど町長が言われたように、温かい対応をよろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 答弁はいいんですか。

○4番（池脇雅彦議員） 結構です。

○議長（川本英輔議員） 11番奥村富士雄議員から「ベイサイドビーチ坂に坂町の情報発信施設整備を」について質問願います。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 「ベイサイドビーチ坂に坂町の情報発信施設整備を」の件で質問いたします。

ベイサイドビーチ坂に物販飲食施設がこの4月1日に開店し、物販・飲食施設とも多くの人でにぎわっています。特産品コーナーが飲食施設に計画されていましたが、坂うめじろうグッズが展示してある小規模なコーナーがあるだけで、販売は行われているようではありません。今後の特産品コーナーの計画としてはどうなるのでしょうか。

このたび、6月4日にベイサイドビーチ坂がメイン会場で、安芸郡4町の合同開催の第21回ひろしま「山の日」県民の集いのイベントが開催されました。特産品コーナーなども安芸郡4町や広島市、呉市などの広域都市圏の物産を取り扱うようにし、魅力ある地場産品物産館などの整備が必要ではないでしょうか。

また、現在の物販飲食施設はもちろん、ベイサイドビーチ坂全体にも坂町に関する魅力ある情報発信コーナーがありません。このたび、坂町グルメ・観光ガイドのパンフレットが作成されていますが、その掲載されているグルメマップや特産品などの坂

町の魅力紹介やイベントなどの情報発信していく施設の整備も必要ではないでしょうか。

ベイサイドビーチ坂から坂町などの物産や情報、魅力を発信することによって、坂町全体への人の流れを波及させていくことが坂町の活性化につながるのではないのでしょうか。町当局の見解をお伺いします

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂に坂町の情報発信施設整備を」の件についてお答えをいたします。

ベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図ることを目的に整備を進めてまいりました物販飲食施設につきましては、株式会社モンベルと株式会社スタックの入居テナントが去る4月1日にオープンをし、連日、町内外から多くの方々が訪れ、ベイサイドビーチ坂がこれまで以上ににぎわいを見せております。

私といたしましては確かな手応えを感じるとともに、この流れを途切らせることなく、さらに充実、発展させていくことが重要であると考えております。

こうした中、坂町の特産品の開発や物販機能を拡充していくことは必要であると思っており、御質問1点目の特産品コーナーにつきましては、現在、飲食施設内に設け、坂うめじろうグッズや芸州坂うどんを販売しているところですが、今後は新たに坂うめじろうをモチーフにしたまんじゅうを開発、販売する計画といたしております。

また、2点目の地場産物産館整備につきましても、最終的にハード施設を建設するかどうかについては慎重に検討する必要がありますが、カキ小屋、特産品販売所、キャンプ場、クラフトビールなど、ベイサイドビーチ坂の立地を生かした坂町ならではの新たな仕掛けづくりを思い描いているところであり、本年度導入した地域おこし協力隊には特産品販売所の計画、立ち上げを任務として委嘱をし、特産品販売所の運営形態や採算性など、様々な企画検討を進めていく中で、姉妹縁組を結んでいる川本町や近隣市町の特産品を含め、地場産品の販売方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問3点目の情報発信についてでございますが、これまで「日帰りなさいませ坂町へ」をキャッチコピーに、町公式ホームページやLINE、フェイスブック

といったSNS、県内市町初の「テレビのdボタン広報誌」、グルメや観光情報を掲載した冊子の作成など、様々な媒体を活用し、魅力発信を進めてまいりました。

さらに、今年度はPR動画の制作や仮想現実（VR）を活用した360度カメラによる情報発信にも取り組むこととしており、また、ベイサイドビーチ坂におきましても、特産品コーナーには公式LINE登録用のQRコードの掲示、日帰り観光プランやグルメ情報を掲載した2種類の冊子を無料配布いたしております。

情報発信していくための新たな施設整備までは当面考えておりませんが、引き続き、町外からベイサイドビーチ坂への誘客、関係人口の誘致、こうした人の流れ、お金の流れを町内に波及させていけるような情報発信の充実を図ってまいります。

地域密着、住民密着を常に念頭に置き、復旧から復興へとかじを切っていくという大きな方針の下、その起爆剤であるベイサイドビーチ坂の充実、発展を推し進め、本町の豊かな自然や歴史ある文化、特色ある公園や施設、地域ごとの景観、風情や人情など、坂町の魅力を発信し、交流人口、関係人口の増加を図り、ひいては定住人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 4日の「山の日」の県民の集いは大盛況で、久しぶりに何かベイサイドがにぎわったという感じがするんですけども、引き続き、そういったことは企画していただきたいと思うわけなんですけども、特産品コーナー、町長の答弁にもあるんですけども、実は実際行ってみてがっかりしたんですよ。何年も準備をしておきながら、ちよろちよろとうめじろうグッズがあるというぐらいのもんで、販売をしとるようなふうじゃなかったような気がするんですけども、やっぱりそういった坂町の特産品とかいったもの、今は少ないんじゃないと思うんですけども、今の県民の集いには、いろいろ町内の例えばベーグルが出たりとか、ケーキが出たりとか、ドーナツが出たりして、そういったものも含めて、やっぱりそれを販売するようなスペースが欲しいような気がするんですけども、今の飲食施設の中にある特産品コーナーじゃそれが不可能じゃろう思うんですよ。だからそういったものが必要になってくると思うんですけども、そこら辺の今の、今度、海水浴のシーズンになったら、うめじろう饅頭を販売するとかいうこともあるんですけども、そこら辺のコーナーの今後の充実とか、あるいは、販売するのには飲食施設の店員に任すんかどうかということも含めて、そこら辺の

今後の特産品コーナーの方向というのはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） ベイサイドビーチのMABUIさんのほうに特産品コーナーを設置をさせていただいておりますが、あの場所にたくさんの町内の特産品を置いて、現在はMABUIさんに販売をしていただいております。そういった中で、MABUIさんは非常に多くのお客さんが毎日御来店をされているようでございまして、今の人員でまた現在の特産品コーナーをさらに充実をさせて対応をしていただくということは、もしかしたら難しいのかなということで、特産品コーナーにつきましては、現在の、試行的にスタートアップということで、商品、今、少ないですけども、もし対応できるようであれば、充実をさせていただきたいとは思いますが、現在、地域おこし協力隊のほうに、そういった特産品を販売する販売所の立ち上げですね、昔、旧役場跡地で、日中、朝市のようなものを行ってございましたけども、そういったものを定期的にベイサイドビーチで開催できるようになれば、また川本町の特産品とか、町内の皆さんがお作りになられた農作物、そういったものを販売できれば、またベイサイドビーチ坂のにぎわいがさらに増していくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 確かにそういった市を定期的にするということもええんですが、やはりまず拠点が必要なんですよね。常時、販売できるような拠点というものが欲しいんですが、それは情報発信のスペースというものがあるんですけども、それと併せて特産品等の販売、この4日も安芸郡4町の共催というようなことがありましたけども、例えば安芸郡の海田町とか熊野町とか府中町の特産品も交えて、あるいは川本町の特産品を交えた形での特産品を取り扱えば、ボリュームアップするんじゃないかと思うんですが、例えば月1回とか週1回とかいう市いうんじゃないかと、常設するということが必要じゃないかと。

今、町が5億円余りをかけて物販飲食施設を造ったわけなんですけど、そこまで金かけなくても、そういった常時販売できる、あるいは坂町の情報発信する方法としては、SNSを使ったりとか、いろいろパンフレットを使ったりとかいうことがあるんですが、そこへ行けば坂町のことがよく分かると。あるいは、町内へ人の流れを呼び込むようなマップがあるとか、そういったものが必要じゃないかと思うわけなんですよ

ね。

ただ、SNSで見ただけじゃ、なかなかイメージ的には湧きにくいと思うんで、やはりそういった常設の物販施設、あるいは特産品の施設、あるいは情報発信するような場所が欲しいと。

この間のイベントにしても、やっぱり一過性なんですよね。1日だけ見たって、イメージとして残らんとと思うんで、やはりそういった施設が必要じゃないかと。

今、物販飲食施設は常設しとるから、例えばリピーターも来ると思うんですけども、坂町についてはそういうものがないと、リピーターというものはなかなか難しいんじゃないかというふうに思うわけですよ。

ここではハード施設を建設するかどうかというのはなかなか難しい、それは採算性の問題があるんで難しいとは思いますが、やはり一つの坂町独自として全国に発信するような、そういった施設というものが必要だろうと思うんですが、これはたちまちいうわけじゃないんですけども、今、物販飲食施設を造った次の段階として、やっぱり検討していくということが必要じゃないかと思うんですけども、そこら辺の取組は、今、地域おこし協力隊がおるからということなんです、町として、あるいは町全体としての取組としてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよく分かるんです。それも施設を造ればいいわけでありまして、実際に今、ベイサイドビーチの物販施設、あるいはまた飲食施設もこの4月1日からスタートしたわけでありまして。また、今は確かに多くの方々が来ていただきまして、非常ににぎわって毎日おるようでありまして、ただ、これが半年たち、1年たち、2年たち、3年たち、そういう状況もやはりしっかり見極めていかなければならないというふうに思っております。

そういう中で、先ほども答弁の中で少しお話をさせていただきましたけども、できることを、可能なことをどんどん進めていきまして、そういう中で、長く息の続くような状況が見極められるということになると、またいろいろな国の制度も活用しながらできるかなというふうな思いを持っておりますけども、これまでも何度も答弁で申し上げておりますとおり、今、いろいろ可能な限りできるもの、そしてまた、ランニングコストが少しでもうまく少なく済むような、そういう形態の対応をしていきたいというふうに思っております。

それと同時に、今、SNSとかホームページ、いろいろなものを、今の新たなデジタル媒体もしっかり活用しながら、全体的なことをやはり見極めながら進めていくということが、今、必要なことではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） ぜひそういったもので、やはりベイサイドビーチに来て、そこから町内に滞留していくという、あるいは町内の施設を利用していくとかいうようなことがやっぱり望ましいことじゃろう思うんです。ただベイサイドビーチだけ来たんじゃないで、それを町内に流れてもらうというのが、坂町の活性化につながるんじゃないかと思うわけですので、そこらを、なかなか難しいことではあるんですが、これから取り組んでいただきたいというふうに思います。

そうした中で、今、あそこはみなとオアシスになつとるわけなんですけど、これも以前、話したんですけども、道の駅とか海の駅というのがあるわけなんですけど、そういったものを指定してもらって、全国との連携を図っていくと。何かみなとオアシスだけじゃちょっと弱いような感じがするんで、道の駅いうのは、さっき言うように、情報発信とか特産品の販売とかいうのをやって、結構、にぎわいを創出しとるというようなこともあるんで、そういったところを目指すいうのも一つの方法じゃないかと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） みなとオアシスということで、全国にかなりの登録されておる自治体もおられます。そういう中で、毎年、1回か2回だったと思うんですけども、飲食とグルメのイベントをそれぞれの会場で進めておるわけでありまして、坂町も一応、今年度、町内の事業者の方がSea級グルメのイベントに参加するという希望を持っておられる方もおられます。まずはそういう方たちに参加をしていただいて、参加をすることによって、今度は坂町でもそういうSea級グルメのイベントができるようなことになるわけでありまして、これはみなとオアシスのルールの中でそういうふうなルールがあるわけがございますけども、まずは一步一步地に足のついたやはり施策を進めていくということで、今、取り組んでおります。

それ以後、またいろいろな状況を勘案しながら、どうあるべきかという道筋を求めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。



~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時25分とさせていただきます。

（休憩 午前11時13分）

（再開 午前11時25分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番安竹 正議員から「坂町公営住宅の連帯保証人を不要としては」について質問願います。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 「坂町公営住宅の連帯保証人を不要としては」の件についてお伺いいたします。

坂町の公営住宅に入居または継続更新契約をする際、連帯保証人を以前は2人必要であったが、現在は1人の連帯保証人を必要としています。災害の被災者で身寄りのない一人暮らしの高齢者が増え、また、ドメスティックバイオレンス（DV）の被害者など、保証人の確保が難しくなっていると思われま

す。国の指針では、保証人の規定を削除した条例案を例示してきておりますが、これに従い、県や広島市など11市町が保証人を不要としました。本町もこれに従っていいのではないのでしょうか。

町として今後どのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町公営住宅の連帯保証人を不要としては」の件についてお答えをいたします。

本町においては、民法の一部を改正する法律の施行に併せ、国から示された条例案や「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」の通知に基づき、坂町公営住宅及び特定公共賃貸住宅並びに町有住宅について、従前は2名としていた連帯保証人を1名とし、極度額を12か月にするとともに、特別な事情があり連帯保証人を必要としない場合には、緊急連絡先の届出を行うことについて条例を改正し、令和2年4月から施行いたしております。

御質問の、県や広島市など保証人を不要としたことに本町も従えばいいのではで

ございますが、本町といたしましては、連帯保証人を求めることにつきましては、滞納家賃の支払い、原状回復等、公営住宅等の管理運営上、必要と考えておりますことから、1人は必要であると考えております。

先ほども申しあげましたように、令和2年4月から被災者やDV被害者など、特別な事情があり、連帯保証人が確保できない場合には、緊急連絡先の届出を行うことで対応できるようにしているところでありますので、議員が懸念しているような点については支障がないものと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 連帯保証人の必要性というのは、滞納家賃が主だろうと思うんですが、この滞納家賃は、今まで公営住宅に住まわれている方の滞納がどれぐらいあったのか、滞納の場合はどのように処理されたのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

今までの滞納家賃の合計でございますが、現在、資料を持ち合わせておらんため、額は言えませんが、町のほうで、毎週毎週のように、そういった滞納をされている方について、家賃の収入について徴収業務を行っております。こちらも1か月の方である方から、多い方は何か月もある方もございまして、そういう方からいろいろそういった保証人等にも相談いたしまして、できるだけ徴収できるようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 滞納家賃があるということは、今、答弁にありましたけども、決算書を見る中で、今まで滞納で滞って踏み倒されたというような、決算書の中にはないんですけども、滞納家賃でどうしても連帯保証人を煩わせたというようなことはあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

そういった滞納の家賃につきまして、連帯保証人に御負担していただいたことは過去に何回もございまして、その滞納分についてお支払いをいただいているところでござ

ございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） それと、2年ごとの更新がございます。その2年ごとの更新のときにも、連帯保証人の印鑑証明、所得証明、そういったものをお願いしなくてはならないということなんですけど、これも県なんかによりますと、緊急連絡先の届出がされてることだけで、継続契約の煩わしさを省いておられますが、町ではこのような対策は取っていただけないのかどうかお答えいただけますか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

連帯保証人が2年ごとといいますのは、町有住宅のことだろうと思いますが、最初の入居から2年以内ということで、入居の期間を定めております、条例上ですね。条例上の中でその2年以上またお住まいになるという御希望のある方は、更新の手続をしていただくという形で条例のほうを整理いたしております、その入居の手続に伴いますそういった請書でありますとか、連帯保証人の記載、そういったものは必ず必要になってまいりますので、これからもそういった形で事務を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 2年ごとの更新というのは、町有住宅だけなんですね。町営住宅のほうはないということで理解していいんですか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

入居の期間を定めておりますのは町有住宅で2年以内ということで定めておりますほかに、特公賃でございますが、平成ヶ浜の住宅でございますけど、そちらのほうは5年というふうな形で定められております。

普通の町営住宅につきましては、期限は設けてございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 所得証明なんですけども、やはり必要だと思うんですよね。な

ぜかといいますと、例えば本年度、極端に言えば、100円の収入があつて、それに基づいて家賃が決まります。だけど、翌年度、50円に収入が減ったときには、家賃がやはり減少するわけですね。だけどそれをしなかったら、100円のままの家賃を払わなきゃいけなくなるとなつて、そういうやはり矛盾も出てくるというような気がするんです。やはりそこらをしっかりと確に確認をしまして、町民の皆さんにより以上の負担がかからないような施策という観点からも、私は必要なんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 今の町長の答弁は入居者の所得証明のことを言われたと思うんですが、保証人の所得証明のことを言ったわけで、それはいいんですけども、当然、所得証明は、毎年、税務住民課が把握されてると思うんで、それで家賃が変わってくるというふうには思っております。

今後の小屋浦ないし坂町の定住人口の増についても、このような束縛がいろいろあると、保証人がいない人は入居を諦められた方もおられると聞いております。そういった点で、もう少し軟らかく緩和されて、今後、そのような公営住宅の入居資格も柔軟に考えていただきたいというふうに思っております。

最後に、町長、そういった今後柔軟に考えていく、県や広島市のように保証人を取らないという、緊急連絡先届出だけで入居できるように、今後、考えていただけないかと思って、最後の御答弁をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよく分かりまして、そういう制約を受けるようなことがなくなれば、一番これはベストなんかと思いますけども、ただ、そういう町営住宅にしましても、町有住宅もそうでありますけども、やっぱり公共賃貸住宅は皆さんの税金を活用して建設をし、そして、多くの住民、坂町で言えば町民の方に利用していただいておりますというのがたてりでございます。先ほど産業建設課長が申しましたように、連帯保証人からも、滞納があつた場合には、過去にも滞納分を支払っていただいておりますというような実績もあるわけでありまして、なかなか難しい問題だと思います。

今朝も新聞に目を通しておりますと、福山市さんあたりも坂町と同じような対応を

今後もしていくというようなことも記事で出ておりましたけども、そこらは当然柔軟に考えていかなければならないと思いますけれども、我々としては、皆さんの大切な血税を町の発展のために活用させてもらっておるという観点から、いろいろ考えていかなければならない点だというふうに思っております。

また、過去にこういう事案があったんですけども、いわゆる滞納が若干あったりされた方がおられまして、その方はやっぱり連帯保証人がなかなかいないということであったんですけども、今、その方が勤めておられる会社が保証人になってもらったというような事案もございます。今はマンパワーが少ないわけでありまして、会社はやはりその従業員が要るわけでありまして、従業員が生活しやすいような対応を考えるときには、そういうことを考えてくれる事業者もおられるということも過去にありましたので、そこらもしっかり柔軟に考えながら、どうあるべきかということもこれから考えていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 10番 柚木 喬議員から「再度聞く、町独自の物価高対策と提案」について質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「再度聞く、町独自の物価高対策と提案」の件で質問します。

令和4年12月定例会に引き続き、長引く物価高について町民施策が必要と思われるので、再度、伺います。

消費者物価指数の動きを見ても、エネルギー・食料品等の価格高騰が続き、収まる気配がありません。町民生活や事業活動に大きな影響が出ていると感じております。町として国の交付金施策はスピーディーな対応をさせていただいているところですが、この物価高現象は既に町の財政出動いただく内容と思えます。

ところで、下記の件を再度提案し、見解を伺います。

1点目、生活者支援として水道など公共料金の減免を提案させていただきましたが、前回は町として減免は考えておらず、免除額算定は難しいとの答弁をいただきましたが、一律に基本料金などの免除を行ってはどうかということでございます。

2点目、住民税の均等割だけが課税されている困窮世帯は約400世帯と聞いておりますが、1世帯当たり2万円給付することは考えていないかどうかをお聞きします。

3点目、なお物価高対策としてクーポン券発行事業をされたが、町民から様々な諸問題を聞くが、家計と地域経済をともに支える目的に対し、十分な効果が発揮されたかどうかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度聞く、町独自の物価高対策と提案」の件についてお答えをいたします。

国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などからエネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、町民生活や事業活動に大きな影響が出ております。

こうした状況を踏まえ、昨年度には坂町くらし応援クーポン券事業や給食費支援事業など、町独自の様々な支援施策を機動的に実施をまいりました。

本年度におきましても、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減すべく、給食費支援事業や社会福祉事業者への支援金など、本町の実情を踏まえた支援施策を実施をいたしているところでございます。

御質問1点目の、水道などの公共料金を一律に基本料金などの減免を行ってはどうかについてでございますが、広島市水道局が供給をしている区域は広島市のほか、府中町、坂町、安芸太田町の一部と広域であり、現在、広島市水道局が導入している料金システム機能の変更を伴う一律減免を坂町独自で行う場合はシステムの改修が必要となり、時間と費用がかかると伺っております。

昨年度での答弁でお答えをしておりますとおり、住民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットである国の各種社会保障制度により、それぞれの環境や状況に応じて適切な給付がなされていることから、物価高対策として水道料金を減免することは考えておりません。

御質問2点目の、住民税の均等割だけが課税されている困窮世帯に1世帯当たり2万円給付することは考えていないのかについてでございますが、本年度の物価高対策としては、いずれも国の交付金の活用により、住民税均等割が非課税の世帯等を対象とした1世帯当たり3万円の給付、児童扶養手当受給者等を対象とした児童1人当たり5万円の給付などを行うこととしていることから、現時点におきまして、住民税の均等割だけが課税されている世帯に1世帯当たり2万円を給付することは考えており

ません。

御質問3点目の、議会の皆様の御意見もいただきながら実施してまいりましたクーポン事業の効果についてでございますが、実績といたしましては、町内80店舗で6,025万8千円分のクーポン券が使用され、配布数に対する使用率は93.6%でございました。配布いたしましたクーポン券の大半が使用された実績からも分かりますように、町民の皆様の生活支援と町内店舗の売上げ増加に大きな効果があったものというふうに認識をいたしております。

今後も物価高やコロナ禍の影響、また、国の動向を注視しながら、地域密着、住民密着を常に念頭に置き、臨機応変に物価高対策を講じてまいる所存でございます。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） まず、やっぱり町民の皆さんの関心事はクーポン券の事業の成果だと思います。一応丁寧に成果の報告があったんですが、つまり6,400万円余りの券を80店舗で6千万円の使用で93.6%が使用された、これはいい報告だと思います。

私の質問の中には、ある店でやっぱり集中的に使われたり、町民に移動手段がなかったり、あるいは、欲しいものがその場で買えなかったり、特に高齢者については、そこに行くための費用負担がかなりあったという苦情があるんですね。これを今さらどうのこうのいう質問にはなりませんけども、まずは成果の中にむらがあるなと感じたわけです。

今後については、私の提案にありますように、町民への均一の物価対策を今後望みたいと思います。これは私の見解で、今後に生かしていただきたいと思います。

まず、1点目の質問でございますけれども、今月6月から物価高を見るのに、以前と違った、電気料金がたしか16%アップとか、食料上昇率が9%になったとか、様々な生活に影響を与えてるんですね。

今の水道料とか均等割だけの云々のことについては、前回と全く同じ答弁なんですよ。

町長、これ、基金からの出動の出番と思うんですけども、この緊急事態を緊急事態と思ってないかどうか、私の2点の提案以外に何かあるんかどうかをちょっとお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、コロナ禍、あるいはまた物価高騰、あるいはまたウクライナ情勢によりまして、いろいろなものが変化してきておるといふようなことで、これは当然緊急事態というふうには認識をいたしております。

そういう中で、国・県ともしっかり連携をしていきながら、そういうものに対策を講じておるといふのが実情でございまして、これからもまた国・県の動向等を見ながら、どうあるべきかということとは取り組んでいきたいと思っております。

一つの例が、給食費の支援にしましても、その一端だといふふうに思っておりますけれども、今後とも、状況を見ながらまた対応をしていきたいといふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今後、いろいろと今からまだまだ物価高が進んでいくわけで、ただ、今の町として、物価高対策として、町長のトップダウンじゃなくて、例えば物価高対策委員会とか、ああいうふうなプロジェクトを組んで、みんなで検討するといふような手法はお持ちじゃないですか。ちょっとその辺のことを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 坂町の役場の中には幹部会議というのがありまして、毎週1回、月曜日にやっておるんですけども、そういう中でコロナの対応、あるいはまた、そういう物価の上昇の対応、あるいはまた、それに対する生活困窮とかそういういろいろな方々に対する対応等も常に毎週議論、協議をしながら、施策を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 水道料についてと、それから住民税非課税についてのことに入りますが、水道料についてはそっけない答弁なんですよね。意外と公共料金の減免では一番やりやすいことだと思うんですが、これ、システムの改修費用とかなんか事務手数料を差し上げるからやってくれとかいふような、広島市水道局に対してそういうことをお願いしたりしてやることはできんですか、この辺は。どうなんですかね。



○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

水道局に料金を払ってシステムの改修をしてはどうかということでございますが、町長の答弁でもございましたように、水道料金等は、今現在、生活保護者でありますとか、そういったもので減免をしているところでございます。

こちら、物価高による基本料金の減免でありますとか、そういったことに関しましては、やっぱり水道局といたしましては、そういった広域の範囲であります広島市、府中町、坂町、安芸太田町が足並みをそろえる必要があるんじゃないかというようなことも言われております。

その中で、町長の答弁にもございましたように、そういった物価高に関するものは、やっぱり社会保障制度の中でいろいろ対応している中でございますので、町といたしましては、物価高に対する減免というのは考えてございません。

ちなみに、周辺の町の状況でございますが、そういったことは坂町と同じように、物価高でそういった基本料金を減免するということは考えてないということでございました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと水道料金について、意外と構えられてるというような感があるんですね。あんまり私は事業枠としては約1千万円足らずで、私の試算ですけども、1千万円足らずでできるんじゃないかと思うんですね。例えば基本料金は2か月でたしか1,520円か何かですかね。熊野町さんでも一応これやってるんですけども、要は基本料金1,520円の2か月減免ということで、約七百何十万円。それでシステム料を払ったら1千万円足らず。この枠すらも町民のために取れんのかのいうことがあるんですね。これ大きく、私が一般質問してどうのこうのいうことじゃなくて、町として事業が1千万円足らずですよ、これ。だから意外と町民に対してこれをやりますよいうたら、ありがたく思う感じだと思うんよね。だから何かこの1千万円のことについて、町長、やっぱり大きい事業じゃないんですね、これ。だから庶民的な事業だと思うんですけど、どうなんですかね、この1千万円のを取れないんか、担当課長に枠を与えてないんか、その辺はどんなですかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 枠を与えるとか与えんというのは議論にならないですよ、議員さん。何を言われるんかちょっとよく理解ができませんのですけども、意味をちょっと聞きたいんです。反問権です、これは。どういう意味なんだろうか思いまして、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 町長、反問するときは反問させてくださいと言ってください。  
柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） これは質問に入りませんね。

○議長（川本英輔議員） はい、どうぞ。

○10番（柚木 喬議員） 予算を取る場合に、担当課長からこれをやりたいというたら、当然、1千万円ぐらいかかるんですということがありますよね。そうですね。それで町長の答弁までは予算枠まで全然言ってないわけです、答弁は。そのことで私は確認したわけですから、当然、町長のほうでトップダウンでされたんかのというて、この答弁から思っただけですから、その確認です。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 本町の予算編成につきましては、全て各課が予算要求をいたします。その後に財政担当でヒアリングを行いまして、制度上の補助金の関係とかいろいろ精査をいたしまして、最終的に町長ヒアリングということで、各課の要求を町長に説明をし、オーケーをいただいて予算が確定するというものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の町長ヒアリングというのがございましたけども、ほぼ町長ヒアリングで予算をカットするということとはございません。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 最後の質問です。

要は、今回の場合も突発的ですよ、物すごく。それをいろいろと町長とのヒアリングで決定されてるということが一応分かりました。

この物価高は予算にどうのこうのじゃないと思うんですよ。国から来る云々の国の補助金、交付金絡みのものはどんどん来ますけど、町でやっぱり施策を出していきなさいけん。財政出動しなさいけん件だと思いますんで、このことを一応確認させてもらいました。

それから、最後に住民税の非課税世帯について、国が今年度5月に補助率100%で1世帯当たり3万円で実施したからやりませんという答弁だと思うんですよ、これ。考えるに、国の地方創生臨時交付金という事業ですよ、これ。これ、全国の国民にやってるわけで、坂町としてやりましたというようなことじゃなくて、やっぱり事務を代行して町民にやったよということであって、施策には間違いはないんですが、町費としてやってもらいたいということですね。

今回の御提案ですけども、住民税非課税世帯の上のランクの、次の困窮度の高い世帯400世帯に対して2万円ほど町費給付はどうかという質問をさせていただいてるんですよ。それも国がこういうふうにやってるからやらんよというような表現じゃなくて、何とかこれをやるような、これも2万円ですから、約1千万円の範囲でできる事業なんですね。だから、そういうふうなことで、やっぱりそういうふうなことを実行すべきであるということで再質問に至ったわけですけども、この辺はどなたか、町長がお答えいただけるんですか、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） 議員さん、町独自にということでございますけども、今回の各世帯への3万円と5万円につきましては、全額国の交付金がつく予定でございます。

その一方で、そのほかに新型コロナウイルスの感染の国費が交付されますけども、その使い道は各市町が各市町の実情を踏まえて適切なところに予算を配分するものでございます。例えば水道料金を減免されている自治体さんあるかもしれませんが、その自治体さんも恐らく国費を使われておる中で、給食費の減免までしているかというようなこともございまして、本町といたしましては、やはり子育て世帯が、今、非常に厳しい状態にあるという判断の下、給食費を減免をさせていただいております。

さらに、社会福祉事業者さんも大変な思いをされているということで、今回はまた全額、現時点では一般財源を1千万円以上投入をして御支援をさせていただくようにさせていただきます。

ということで、財源が国費かどうかということはあまり我々としても意識していないとか、どこに必要なのかと、それを先に考えて、そこに充てられる財源を探してくるというような状況でございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時とさせていただきます。

（休憩 午前 1 1 時 5 9 分）

（再開 午後 1 時 0 0 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2 番岡村繁範議員から「坂町循環バス停留所の上屋・ベンチの設置状況について」を質問願います。

岡村議員。

○2 番（岡村繁範議員） 「坂町循環バス停留所の上屋及びベンチの設置状況について」の件に対してお伺いいたします。

現在、坂町のホームページにも掲載されています令和 2 年 2 月策定の坂町第 2 次地域公共交通網形成計画の中の基本方針 2 の施策⑥に「安全・安心・快適な利用環境の構築」として、バス停への上屋・ベンチの設置拡充が記載されております。用地の確保や利用者の安全性確保を前提とし、可能な場所についてはバス停の上屋及びベンチを設置し、快適にバスを利用いただけるようにしますとあります。

坂町第 2 次地域公共交通網形成計画は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間で設定していますが、令和 5 年度となった現在の進捗状況を含め、令和 6 年度内までの具体的な設置計画をお聞かせください

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町循環バス停留所の上屋・ベンチの設置状況について」お答えをいたします。

坂町第 2 次地域公共交通網形成計画につきましては、坂町を取り巻く交通形態の現状、課題、また、今後に向けての目標を明記した計画書でございます。

御質問の、循環バスの停留所の上屋・ベンチの設置につきましては、現在、循環バスの停留所に上屋及びベンチを設置する場合は、道路幅員など歩行者が安全に通行できるスペースが確保できていること、設置の場所が容易に確保できることといった様々な制約がありますことから、こうした安全性が確保でき、利用者が比較的多いバス停については、既に設置が完了をいたしております。

残る未設置のバス停につきましても、歩行者の安全を最優先に置きながら、道路の拡幅計画や利用者数の状況、また、地域からの御意見なども勘案をしながら、地域公共交通会議や循環バス検討委員会におきまして、設置に向けた協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 答弁いただいた内容で、坂町の第2次地域公共交通網形成計画の事業スケジュールというのもホームページを見て、見ることはできるんですけど、令和2年に検討、令和3年からの実施と一応住民の方も確認できるものがホームページに上がっているんですが、本回答で判断するには、現状まだ検討が継続しているという認識でよかったのか、また、その場合に住民の方に提示している内容とは私の見解では大きな解離性をちょっと感じています。あくまで検討という位置づけ、循環バス等の検討委員会等の設置も回答いただいているんですけど、あくまで循環バスの検討委員会は検討という位置づけに当たるんかと思えますし、上屋・ベンチの設置目標をより具現化していくため、先ほどの現状収支の部分も鑑みて、問題点の改善策等の現状お考えがあれば、改めてお聞きしたいです。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

今、バス停の件でございますが、確かに今の第2次地域公共交通網形成計画の中で位置づけをさせていただいております。その中で、先ほど答弁にもございましたように、設置できるところには設置を既にしておるところでございます。

今後に向けてのことも踏まえましてですが、まず、歩道の幅が狭いところにバス停を設置するという事になれば、当然、御質問にあったように、背後地の用地を取得または借受けをしなければならないということがございます。そうした場合、また多額のお金がかかってしまうということもございます。

ただ、もしも、今、設置はできるところはしとるんですけど、利用者さんからの、また、住民からの御要望、地域からの御要望がございましたら、まずはまた地域の方々と一緒に一番よい方法を模索しながら、またバス検討委員会とか地域公共交通会議とかで御協議をさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 今の回答もそうなんですけど、結局、例えば現状道路の幅が狭い、歩道が狭いというのは、恐らく令和2年度からの検討調査等で把握できていたのではないかと思う中、今後もそういった検討が続くというお答えなんですね。

例えば令和6年度からの事業スケジュールにおいては、令和6年度からのさらなる実施をやっていくには、ある程度の予算計上とかもあるかと思うんですけど、これも現状でいいので、何かしら予算計上の施策があるならお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

現状では、今、計画ということはございません。まして、先ほどの一般質問でもございましたように、今、現状の収支の状況、こちらのほうが、令和4年度の実績でございますけれど、1,600万円の赤字となっております。この赤字というのは、やはり皆さんの税金をここに突っ込んでますから、御要望があれば、それは応えなければならないと思っておりますけど、今以上のことでこの赤字額を増やすということはいかななものかと考えております。

また、現状は今、把握しております。今の道路形態が変わってくる、例えば坂小屋浦線が、今、変わってきておりますけど、そこらの道路形態が変わったときに、設置ができるバス停、または人が多く乗降するところにつきましては、今後、考えてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 今後もその検討を続けて、前向きに具現化していくようなことを期待しています。

追加で、これは質問ではないですけど、私が回ったところ、バスの表示板、丸いところありますよね。あれが場所によっては日光による経年劣化か、ちょっと本当にバス停という文字が消えているところがあるので、安価な予算で済むんなら、そこは最低限対応していただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 答弁いいんですか。

○2番（岡村繁範議員） よろしいです。

○議長（川本英輔議員） 1番折中 智議員から「J R横浜第二踏切から国道間の道路で自動車の脱輪対策」について質問願います。

折中議員。

○1番（折中 智議員） 「J R横浜第二踏切から国道間の道路で自動車の脱輪対策」の件についてお伺いします。

坂北インター入り口付近の横浜第二踏切の道路は狭隘にもかかわらず、交通量の変動が激しく、大変混雑する時間帯もあり、自動車の離合が非常に困難であり、今月だけでも脱輪事故が数件発生しております。

離合の際、踏切付近では側溝に落ちて脱輪し、交通に支障が出ていると横浜三部住民協からの報告がございました。

また、国道側交差点付近では側溝と自動車が接触し、自動車側が損傷しています。

これらのことから、早急な対策が必要であると考え、以下内容にて町当局の考えをお伺いします。

1点目、以前も当踏切周辺の改善について質問があったと思いますが、今日までの対応状況についてお伺いします。

2点目、先ほどの質問とかぶりますが、側溝自体はJ R側の土地であります。J R側との協議の進捗具合はどうかお伺いします。

3点目、当道路にある側溝は役割を果たしているのかちょっと疑問であります、そのところどうでしょうか。

4点目、側溝の蓋を坂町で製作し、J R側に貸与して蓋ができないか、J R側と協議してはどうでしょうか。

5点目、踏切から国道側にかけて側溝が道路側に出てきていますが、これを道路と面一にした場合、道路が広がります。J R側と協議をし、道路の実質的な広さを確保して接触事故の減少に取り組んでいただきたいのですが、そのところどうでしょうか。

よろしくお願います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「J R横浜第二踏切から国道間の道路で自動車の脱輪対策」の件についてお答えをいたします。

横浜第二踏切から国道への出口部は国道31号と町道浜田中洲線の区域が重複して

いる区間であり、その区間には広島呉道路の橋脚が隣接をしていることから、橋脚を迂回するように国道の歩道が設けられている箇所でございます。

また、町道に隣接してＪＲの軌道敷があり、道路拡幅するには土地の制約があることから、現在の道路形態になっているものと思われまます。

御質問１点目の、以前の質問における当踏切周辺の改善についての対応状況及び御質問２点目の、ＪＲ側との協議の進捗状況についてでございますが、以前、平成３０年６月定例会の御質問に対する当該踏切付近の改善に向け、国道の管理者や隣接するＪＲ等と協議するための準備を行っていましたが、平成３０年７月豪雨による激甚災害が発生し、最優先で災害復旧に取り組んでいたことから、国やＪＲとの協議はできていない状況でございます。

御質問３点目の、側溝は役割を果たしているのかについてでございますが、ＪＲ軌道敷の水を受けて国道の雨水施設に放流しているため、必要な水路であると認識をいたしております。

御質問４点目の、側溝の蓋を坂町が製作し、ＪＲ側に貸与して蓋を設置できないか及び御質問５点目、側溝を道路と一面にして道路拡幅を行い、接触事故の減少に取り組んでいただきたいについてでございますが、蓋を設置することや側溝と道路を一面にして拡幅する場合にも側溝の改修が必要になってまいります、住民の皆さんの安全確保や利便性の向上に何らかの対策が必要であると考えておりますので、改善に向けてＪＲとの協議を再開をしております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○１番（折中 智議員） ４点目の側溝の蓋についてなんですが、これ、一般的に側溝というのは規格品でありまして、もし規格品であれば、側溝の蓋というのは規格品のグレーチング等をはめれば比較的時間も短く安価にできると思うんですが、そのところいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

グレーチングの設置ということでございますが、設置するためには、ＪＲさんの敷地内でございます。また、現在の側溝が左右の側溝の壁の高さが違ってまいりますことから、側溝の改修が必要になってくるものと思われまます。これらのことをＪＲと協議



を行いながら、よりよい、より安全な道路拡幅等に併せての協議を再開してまいるところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 先ほどの答弁から相当時間がかかると認識しました。しかし、先ほど申し上げましたとおり、4月だけでも数件の脱輪事故がありまして、そこでJAFさんが来られまして、実際、道路が使えなくなったということがありました。ですので、早急に対策が必要と考えまして、ソフト面のほうの対応、例えば譲り合いの標識だったり、ゼブラゾーンの設置だったりというのは、検討のほうはしていただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

ソフト面での対応ということで、国道から入ってくる場合に、いつも車が入りにくくて、一旦、下がられて、また切替えして入られるというような状況も見受けられております。そのような状況の中で、町道としての整備の中で、そういった譲り合いゾーンでありますとか、そういうものを若干のスペースを設けて、進入しやすくするようなことでありますとか、また、表示をさせていただいて、そういった譲り合いを促すというようなことも検討してまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） ありがとうございます。前向きに取り組んでいただければと思います。

これにて、私の質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 6番末吉克巳議員から「坂町循環バス運行コースの延伸を検討しては」について質問願います。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 「坂町循環バス運行コースの延伸を検討しては」の件について質問いたします。

坂町循環バスは中国JRバス安芸線の廃止を受け、平成15年4月から運行開始となった町営バスであり、坂町内の移動を支える地域公共交通として重要な役割を担っ

ています。

これまで小型バスの導入や2路線形態から3路線形態への拡大、利用料金を坂町全ての区間で150円に変更するなど、より効率的で町民のニーズに合った運行を目指した事業運営をされております。

最近では時刻表改正試行運行が実施され、バス車両の更新も予定されています。

今後、全国的に高齢者の運転免許証の返納を推進されていることもあり、坂町循環バスの利便性の向上が重要になってまいります。より多くの町民の方に利用していただくため、坂町循環バス運行コースの延伸を検討されてはどうか。

運行コースの延伸の件について、以下2点を質問いたします。

1、鯛尾地区は二丁目に多くの方々が住まれており、二丁目から現在の鯛尾停留所まで少し遠く、高齢者が利用するには少し距離があります。より利用しやすいように、停留所を鯛尾集会所前にもう一つ設置しては。

2、過去、アンケート調査で「坂駅南口まで循環バスを運行してほしい」という意見がありますが、坂駅南口方面に今後バスが通る予定は。

関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町循環バス運行コースの延伸を検討しては」についてお答えをいたします。

坂町循環バスにつきましては、中国JRバス安芸線の廃止を受けて、平成15年度から坂町が運行を開始をいたしているところでございます。

御質問1点目の、鯛尾集会所前にバス停を設置してはどうかについてでございますが、現在、横浜・北新地線で使用しておりますバスの車幅は2.1メートルで、長さは7メートルとなっております。それに対し鯛尾集会所前の道路幅員は5.8メートルであり、対向車や歩行者と循環バスとが支障なく通行ができると思われませんが、集会所より南西方向先は3メートルの道路幅しかなく、車両を安全に回転できないことにより、鯛尾車庫方面に戻ることが困難であることから、歩行者、また、循環バスが安全に通行できる経路でなければ実施は難しいと考えております。

また、路線の延伸につきましても、所要時間の増にもつながることから、今後も慎重に検討してまいりたいと考えております。

御質問2点目の、坂駅南口へのバスの乗り入れにつきましては、仮に南口にバスが

発着した場合、線路より南側にお住まいの方を中心にバス利用者が増え、南口周辺の活性化にもつながるものと考えております。

しかしながら、坂駅南口があります坂西一丁目につきましては、現在、県道坂小屋浦線やその側道線、また、町道浜田中洲線の道路拡幅工事が進んでいるところであり、今後、道路状況や通行形態を含め、坂駅南口周辺のまちづくりを考慮した上で、地域公共交通会議や循環バス検討委員会におきまして、運行ルートの延伸を検討してまいりたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 答弁のほうありがとうございます。

この坂駅南口方面ですが、ここは、今、県道のほうが整備されております。その県道ができるまで待つて、そこからまた検討していくということですかね。そののころをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

できてからではなくて、できる前に、ある程度、いつぐらいにできるかというのが分かったぐらいで、そのの検討というのは入っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 坂駅の南口までのいわゆる道路の拡幅を、今、進めておりますけれども、これからもまだ拡幅をしていかなければならない事業もありまして、今、計画をしておりますけれども、やはりそこの兼ね合いも踏まえた上で、どうあるべきかということも検討していきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 町長のほうからも答弁いただきありがとうございます。

今後の拡幅等、そういった状況を見ながら、今後、検討されるということで、期待して見守っていききたいと思っております。

答弁書でも1点目に質問しました鯛尾の停留所の件です。もう一度、再質問で質問させていただきます。

過去、鯛尾住民協のほうからも要望が出ておるとは思いますが、鯛尾の停留所を集会

所のほうにもう一個増やしていただきたいという要望が出ておると思いますが、実際、この鯛尾集会所の前には葬儀場のバスとかが集会所の前に止まったりとかしております。今の鯛尾の停留所に、鯛尾二丁目の奥のほうの方から、高齢者の方がつえをついて歩いて停留所まで行っている、そういった様子をよく見かけます。もし循環バスが回転が難しかったら、カリブの駐車場を利用させていただいたりとか、そういったことを町のほうから声かけをしてみても、ちょっと難しいと思いますが、そういったことを検討して、鯛尾の停留所をもう一つ増やしていけるということができないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

先ほども町長からの答弁にもありましたように、安全に通行できるということが大前提だと考えております。

また、鯛尾二丁目から今の鯛尾のバス停までといいますのも、恐らく直線でいったら400メートルぐらいだと思います。歩いても、多分、5分か10分ぐらいで着くのではなかろうかと考えております。歩くということ、健康面のほうから言えば、歩いていただくということもよろしいのかなと思っております。特に坂町はウォーキングのまちというのを掲げておりますので、日常からそうやって歩いていただいて、健康面のほうを維持していただければありがたいなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 確かに歩く距離があれば、1日でも、少しでも多いほうが確かに健康寿命が延びたりとか、健康面ではいいと思いますが、今後、また検討する機会があれば、そのときは少しでも検討していただきたいと思います。

3点目の質問に入ります。

もう一つ、ちょっと自分としての意見がありまして、鯛尾停留所前に、横浜一部から鯛尾停留所まで行きますと、その途中、寿司秀の前あたりですか、そこでちょっと降ろしてもらって、二丁目のほうに入るとか、そういった途中で降りるというのは可能かどうかちょっとお聞きしたいのですが、というのが、過去、平成29年度の循環バスの試行運行のときに、たしか植田地区がフリー乗降、途中で手を挙げて乗せてもらったりとか、途中で降ろしてもらったりとか、そういったことが過去にあったと思

います。そういったことが鯛尾の掘割で降りたところで乗降できるのか、そして、フリー乗降というのが可能なかどうか、そういったことをちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃられました平成28年に作成いたしました第1次の形成計画、この中で、植田地区についてフリー乗降を検討しますというのをうたっておるところでございます。

その後、職員のほうが海田警察等々と相談した結果、曲がり角やその前後、対応車や後続車により運転手が危険と判断した場合は、乗降または下車ができないと。安全面のほうから乗降、下車ができないということで、それをできないということで聞いておるところでございます。

また、途中で手を挙げて乗る、降りるということをしてしまうと、そこで時間をどうしても取ってしまうので、次で待たれとる、また、前で待たれとる方々の乗客の方に、どうしてもダイヤが遅れてしまうので、御負担を招いてしまう、そういうことも考えられますので、今はフリー乗降というのは考えておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） そのフリー乗降というのは安全面の観点からして、やっぱり難しいということがよく分かりました。

4点目の質問に入ります。

実際、中村地区、勿条地区ですか、こういった地区が総頭川沿いしか、今、バスが通ってない状況でございます。坂町第2次地域公共交通網計画ですか、それに書かれておりましたのをちょっと見ましたんですが、現在、調査中でありますゴルフカートタイプの新しいモビリティ導入、そういったことが書かれております。こういったゴルフカートタイプの自動で動くタイプのモビリティというんですかね、こういったバスが入りにくい地区をそういったもので、今後、対応していくのでしょうか。そういったゴルフカートタイプの新しいモビリティの導入についてちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

この案件も第2次地域公共交通網形成計画の中でうたわれておるところでございます。モビリティ、一般的にゴルフカートの車両みたいなものを使って、要は細い路地でも入って運行しているということでございますが、今、他の自治体でそういう実証実験が現在行われているということは承知しております。

坂町におきましても、道路幅が狭いというところが多くありますので、よりきめ細かな交通サービスという面で、今後、検討していくということを載せているものでございます。

実証実験もまだ数十件、全国でもそれぐらいだと思います。まだリスクがどれぐらいあるのかということも分からない、把握できていない状況でございますので、そういうことを、今後、他の自治体の状況を見ながら、視野を広げて、新たな公共交通としての目を向けて、そういうところも今後見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） こういった新しいモビリティを今後注視していくということで、もし導入できそうであれば、検討していきたいとは思っています。

これ、5番目の最後の質問となります。

今後、さらなる循環バスの利便性を高めるために、運行ルート、ダイヤ改正などを見直す、そういった見直し基準ですか、例えば5年に一度、ルートの見直しをしたりとか、バス検討委員会でどれだけ審議しているかとか、そういったルートの見直し、そういったものを決める基準いうのがあるのかどうかをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

明確に何ぼだったらどうという基準は、ぱしっとしたものは現在ございません。ですので、今、運用している状況としましては、皆様からの御意見、また、御要望、また、アンケートの調査の結果、こちらなどを謙虚にお聞きしまして、改善等があれば、うちの担当の都市計画課が素案をつくりまして、それをもって内部で検討いたしまして、それを今のバスの検討委員会、また、公共交通会議にお諮りをさせていただいて、決定をするという流れでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時36分）

（再開 午後 1時37分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど末吉議員からの質問に対する都市計画課長の答弁でございますけども、やはり高齢者、あるいは障害者、あるいは交通弱者に配慮したバス路線、そういうものをしっかり考えていきたいというふうに思っておりますので、都市計画課長の答弁につきましては、一応、修正をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 5番向田清一議員から「循環バスの運行改善と高齢者・障害者への助成」について質問願います。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 「循環バスの運行改善と高齢者・障害者への助成」の件で質問します。

坂町の循環バスは運行便数、車両も増えて随分改善してきているが、依然として問題点も多く抱えています。高齢化が進み、また、コロナ感染、物価高などで生活困窮者も増加する中、高齢者や障害者等の社会参加を促し、福祉の向上を図ることが急務です。

このことから、下記の点について質問します。

一つ、土日運行について過去に一時期実施していたこともありました。私が実施したアンケート調査でも43.8%の方が実施してほしいと言っています。近隣の府中町でも土日運行を実施しています。坂町でもぜひとも実施していただきたい。

二つ、坂町は道路が狭いために入っていないところがあります。勿条、中村地区は運行されていません。車も小型で12人乗り、運行しやすくなっているので、乗り入れ可能ではないでしょうか。植田三丁目は運行経路を変えるだけで実施可能と思いますが、対応は。

海田、府中町の循環バスは左回り、右回りの運行を実施しています。利便性の点か

ら、当町でもそのようにできないでしょうか。

東京23区などでは無料化で運行している地域もあります。現在、就学前児童は中学生以上と同乗するときは1名につき1人は無料、障害者手帳などを持っている方は5割減免となっていますが、これらの方々と70歳以上の高齢者にも無料化を実施すべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「循環バスの運行改善と高齢者・障害者への助成」についてお答えをいたします。

まず、土日の運行につきましては、先ほどの答弁で申しましたとおり、土日の運行を行うことにより、さらなる財政負担が増加すると考えておりますが、運行を希望する御意見が多く寄せられていることや、循環バスを生活の移動手段とされておられる方々への配慮も必要と思ひ、まずは試行的に土曜日を7月から運行するよう、地域公共交通会議及び循環バス検討委員会で協議をしていただくことといたしております。

2番目の運行経路の追加・変更につきましては、直近で申しますと、平成29年4月からは上条グラウンド前まで経路を延伸しておりますが、先ほどの答弁で申しましたとおり、歩行者また循環バスが安全に通行できる経路でなければ実施は難しいと考えております。

引き続き、町民の方々や利用者の方々の御意見、御要望をお聞きをし、運行経路の改善に努めてまいりたいと考えております。

3番目の左回り、右回りにつきましては、坂町と他の自治体とでは地形や人口規模、道路形態などが異なっており、一概に比較はできませんが、左回り、右回りを取り入れている自治体は2路線で、1日の便数が4便から6便でございます。

それに比べ、坂町のバスは3路線で、1日に11便または12便の運行を行っており、一定方向に循環することで、子供から高齢者まで非常に分かりやすい経路となっております。

こちらに関しましても、引き続き、町民の方々や利用者の方々の御意見、御要望をお聞きをし、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

4番目の御質問につきましても、先ほどの答弁で申しましたとおり、循環バスの運営に係る経費につきましては、今年度におきましても2千万円以上の赤字が予測され



ております。もしも無料化を実施した場合、さらに財政を圧迫させ、他の重要な施策の推進に影響を及ぼすおそれがあること、また、将来も持続可能な運営を行っていくためにも、利用される全ての方に応分の負担をしていただくことが基本と考えており、無料化の考えはございませんが、令和元年7月からは地域住民の生活環境の利便性や被災後の地域の諸条件を勘案をし、地域間の公共交通に対する公平性を補完する施策として、運賃を町内一律150円に改定をしているところでございます。

今後も町民の安心な暮らしを守る移動手段として、循環バス事業を永続的に運行できるように努めてまいりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 7月から土曜日だけ試行運転をされるということで、一定の前進ではないかと思っております。

平成元年にもこのことが議会で取り上げられて、一刻も早く実施していただきたいと思っております。

問題点は、土日祭日に運行することは、社会福祉活動にも貢献しているということです。例えば高齢者は外出機会が失われると、寝たきりになりやすいと言われております。寝たきりの高齢者が増えると、国、自治体、被保険者の介護保険料負担が増えることにつながります。反対に高齢者の移動が公共交通によって確保されれば、寝たきりの予防につながり、介護保険などの福祉の負担を軽減することにつながるわけです。

このことをクロスセクターベネフィット分析とされているようです。包括支援センターの方が盛んに百歳体操を勧めたり、グラウンドゴルフを勧める、また、地域でサロンを実施することがぼけ防止にもなり、健康の秘訣とされています。同様のことでないでしょうか。

人件費が土日運行することで900万円増加するという費用対効果だけで判断することではなく、このようなメリットもあることを踏まえて、土日祭日運行を一刻も早く実施していただきたいと思っております。このことを踏まえて、再度、回答をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まずはアンケートの結果を踏まえまして、あるいはまた、住民の皆さんの声もいろいろ聞いております。そういう観点から、7月から土曜日を試行をするということで、一応、内部でも整理をいたしておりまして、その状況を踏まえ

て、かつ、土日祝祭日の運行状況もいろいろとその中で検討していきながら、また、財源につきましても、今、おっしゃったように、高齢者の健康につながるというようなこともございましたけども、そういうことも踏まえながら、財源の確保、捻出をどうしていくかということも整理をしながら、どうあるべきかということを、本年12月まで試行を土曜日はしますんで、その結果を踏まえて、また、しかるべき会議のほうに諮って、整理をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） ありがとうございます。しっかり検討していただきたいと思ひます。

もう一つ、空白地域のバスの乗り入れですが、勿条、中村地区はまだ循環バスが入っていません。坂東環状線工事が進行しているようですが、いつ頃までに完了する予定なのでしょうか。県道坂小屋浦線の二つが完成すれば、さらに乗り入れもスムーズになると思われます。

それから、植田三丁目の乗り入れは具体的な回答がありませんでしたが、どのようにお考えでしょうか。坂町第5次長期総合計画の具体的施策の中に、坂町循環バスの利用促進の中に、県道坂小屋浦線の整備状況、また、町道改良の状況に合わせて、坂駅南口への乗り入れなどを含め、より効率的で需要に合った路線網を検討しますとあります。

それから、免許返納をいたしましても、日々の暮らしの中で買物へ行ったり、それから病院へ行ったりと、自らの足を動かして移動しなければなりません。こういった一人一人のライフスタイルを援助していくということは一過性、返還時だけの助成するものでは意味がありません。生活を支える恒常的な制度でなければ意味がないと考えています。山間部、僻地への乗り入れがどうしても必要ですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） 坂東環状線の完成予定時期ということでございますが、今年度から工事に着手いたしておまして、現在、想定しておりますのは、令和9年度程度と考えておまして、この事業につきましても、国からの補助を頂きながら実施している事業でございます。そのあたりの国からの支援等もいろいろ年度によって

変わってくることもあるということで、完成時期が遅れる場合がございますが、現在のところは9年度と考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） バスの空白地についてお答えをさせていただきます。

バスの空白地につきましては、第2次地域公共交通網形成計画の中でもバスの利用圏の人口というのが載っております。今、空白地を埋めとるパーセントが98.2%となっておるところでございます。ですので、ほぼほぼかなり高い率で網羅されておると感じておるところでございます。

また、植田三丁目にお住まいの方のルートの変更というものですけれど、三丁目の具体的なルートがどこのことを言われとるのかちょっと分かりかねるんですけれど、植田三丁目につきましても、このバスの利用圏の範囲内に入っておりますので、今の近くの植田団地のバス停、坂南インターのバス停、こちらを御利用いただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 植田三丁目は上条のトンネルを出て下った下のほうということで、さらに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

循環バスの左回り、右回りについてですが、府中、海田は右回り、左回りを交互に実施していますが、例えば横浜・北新地線で植田団地から坂駅に行くとしみます。現在は鯛尾のバス停に行って、そこで12分のトイレ休憩があります。そして横浜、坂中、平成ヶ浜二丁目と回って、坂駅まで合計33分かかってます。逆回りだと、坂町が出してる便で見ると、12分で到着するんですよね。倍以上の時間的ロスが発生しています。中にはコミュニケーションが取れて、ゆっくりできるのでいいんじゃないかという人もいるかもしれませんが、早いにこしたことはないと思います。同様のことは逆回りでも発生しますので、乗客が左回り、右回りに乗るか判断してもらったらいいと思います。

このことは運行コースが大きく回っているときに効果があって、直進コースではメリットがないようにも思います。対策はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

左回り、右回りという御提案でございますが、確かに33分、今、坂便ではかかっているところが、右回り、左回りをしたら12分ということになろうかと思えます。ただ、それはそれだけ複雑なダイヤになると思えます、まず。それと、どうしても、答弁でもございましたように、便数がそれだけ少なくなる、今の状況ではですね。そうした場合、右回りに乗ろう思いまして、もし遅れた場合、よその自治体の左回り、右回りを見ますと、そこから、坂で言えば、1時間で回ってくるものが、2時間を待たなければ回ってこない、こういうこともございますので、そこら辺もよくよく考えながら、今後、進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） バスの無料化についてちょっと触れてみたいと思います。

バスの無料化については、東京23区で無料化されているバスは東京ベイシャトル、丸の内シャトル、メトロリンク日本橋、メトロリンク日本橋Eライン、いずれも10分から20分間隔で実施されています。この東京ベイシャトルは四つの無料巡回バスで、主に貸切バス事業者の日の丸自動車興業が実施しています。どなたでも無料で利用できるということです。なぜ無料で運行できるか。それぞれの路線において、企業などの協賛を得て運行しているということです。東京ベイシャトル運行開始以来、100%の民間協賛で成り立っています。4路線とも自治体からの援助は頂いてないということだそうです。

もう一点、紹介しますが、2020年11月に日本の自治体で初めて自動運転バスの定期運転を開始した茨城県西部の境町というところがあります。昔はここは町内循環バスがあったそうですが、利用者低迷で運行終了となってしまった。町では代わりの交通が必要と考え、2017年から18年度にほかの地域公共交通網形成計画を策定しました。多方面からの意見やニーズ、計画に反映させるべく、境町公共交通活性化協議会も設立したと。その中から出てきたのが自動運転だったそうです。橋本正裕町長の指揮の下、ふるさと納税や太陽光発電の売電による収入によって、大幅に利益が拡大したということで実施しとるそうです。

橋本町長はソフトバンクの子会社で自動運転の実証実験を国内最初で行っていたボ

ードリーと交渉し、契約にこぎつけたと。

町ではフランスのナビア社が生産する自動運転シャトルアルマ3台の購入費用を5年分の運営費用として5億2千万円の予算を計上したそうです。当初、レベル2だったそうですが、レベル2とは地域限定で自動運転というらしいですが、現在はレベル4まで上がって実施しているそうです。

巡回バスの経費の6割は人件費と言われています。自動運転の到来によって、これまでにない劇的な変化が起こると言われています。このことを踏まえて施策を進める必要があります。

これに対し、坂町では、当面、運賃無料化については、今までも公平性の観点から実施する予定はないと述べられていますが、また予算がないとか、無料化による社会福祉の向上、地域の活性化、自動運転による効果など、大きなメリットが予想されます。再度、検討していただきたい。

少なくとも障害者手帳をお持ちの方、非課税で生活が困窮されている方などは無料化されることが必要と思われませんが、対応はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、議員さんのほうからるるいいことばっかしを述べられたわけでありすけども、やはり東京23区と坂町では、企業の支援も云々とかいうこともございましたけども、全然そういう経済環境が違うわけではありまして、一概には申せません。

それと同時に、車も多いと思います、東京のほうもですね。しかし、道路幅員もしっかり拡張されておりまして、そういう面でいろいろなことがあって、そういう無料ということも可能になっておるんかも分かりません。

また、今のもう一件のバスの運行につきましても、無人化のバスということでありすけども、これもやっぱり道路の幅員とかいろいろな環境によりまして、可能、不可能ということもあるんじゃないかというふうに思っておりますし、また、バスのスピードとか、あるいは、それが実際利用される方に満足されるかとか、いろいろなことを考慮しながら進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

坂町も、今、道路の拡張につきまして、県道しかり、あるいはまた、町道もこれから復興に向けて新設なり拡張なりも、今、いろいろ計画をいたしております。やはりこれらが整備が完了した後に、今、おっしゃったようなことも含めて検討ができるん

ではないかというふうに思っております。

先ほど、勿条とか中村等の路線の話も出ましたけども、私も勿条で生まれ育ち、今、中村へ住んでおるんですけども、今の道路ではとてもじゃないですけども循環バスが入れるような状況ではございません。一般の方々の、住民の方々の交通に支障を来すようなことがまず間違いなく出てくるというふうな思いを持っております。やはりそこらを総合的に含めて、多くの町民の皆様のご将来にわたり坂町をどういうふうなまちに育っていくかということの思いを共有しながら、そして、住民の皆様のご協力をいただきながら、道路の拡幅を進めながら、そして、かつ、まだまだ今から高齢化社会が到来してくるわけですので、そこらに対応できるような交通体系のサービスも併せて検討していきたいと、そういうふうな長い一つの計画になりますけれども、着実に地に足のついた行政サービスを提供できるように取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、そこらは一つ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 最後になりましたが、免許返納者に対する助成についても同様に、心のこもった対応が必要じゃないかと思っております。高齢者の事故が後を絶ちません。75歳以上の高齢者運転は、操作ミスによる死亡事故が28%と最も多く、このうちハンドル操作ミスが13.7%、ブレーキ、アクセル踏み違いによる事故は75歳未満が死亡事故全体の0.5%にすぎないのに対し、75歳以上の高齢者は7%と非常に高い。いろいろな助成をすることにより免許返納率も上がり、より安全で事故のない地域社会になるのではないのでしょうかということで、助成を実施している近隣の町村をちょっと挙げてみたいと思っております。

隣の海田町では、65歳以上の運転免許証を自主返納した人に1万円の広島交通券パスピーか、または1万円のタクシー利用助成のいずれかを支給して、世羅町では高齢者など車を持たない方（返納者を含む）に3万円の助成があります。これを恒常的に施策としているようです。尾道市、免許返納者にかかわらず、74歳からお出かけ支援ということで、高齢者優待乗車制度として、毎年、1万円の助成があります。これはバス、タクシー、船、風呂、マッサージにも使えるそうです。市としては、免許返納者への施策は、その代わりないそうです。

世羅町では、せらまちタクシー利用券3万円を1回支給、このほかにも、安芸高田市、三次市、三原市、因島市、尾道市など、たくさんの自治体で支給されています。

坂町でも遅れのないように、ぜひとも取り組んでいただきたいのですが、御検討をお聞かせください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時05分）

（再開 午後 2時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 答弁してください。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、るるおっしゃられておりましたけども、地域地域によって状況は変わってくると思うんですよね。坂町はコンパクトな小っちゃいまち、あるいはまた、今、おっしゃったような自治体は合併をしてすごく坂町の何十倍もあるような面積の自治体もございますし、そういう中でいろいろなことを施策の中で講じておられるのではないかというふうには思っております。

また、今、高齢者のお話が出ましたけども、海田町の話も、隣接の自治体の話も出てきましたけども、高齢者の皆さんには、町としても、例えば老人連合会とか、あるいはまた敬老会とか、いろいろな形で各自自治体に負けないような一応高齢者福祉施策は講じてきておるつもりでございます。やはりそこらとの兼ね合いもしっかり考慮しながら検討していかないと、いわゆるここ掘れわんわんで、掘ればお金が出てくるいう状況でもございませんので、全体的なことを勘案しながら、どうあるべきかということも、ぜひとも議員さんからも高齢者の皆様にもそういう投げかけをしていただきまして、高齢者の皆さんの御意見をしっかり聞いていただいて、また、いろいろ御意見をいただければ、またいい方向に進む可能性もございますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「町道浜田中洲線の拡幅計画について」質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「町道浜田中洲線の拡幅計画について」伺います。

災害以降、町道浜田中洲線については、恵美須橋から坂駅にかけては計画的に拡幅されております。坂駅から横浜第2踏切にかけては、道路は依然狭隘な道路となっております。

現在、家屋の新築や建て替えなどがされている状況ですが、今後の道路拡幅計画はどのようになっているのか、以下のことについてお聞きします。

1点目、新築された家屋はセットバックされているのか。

2点目、将来的には何メートルの道路を計画しているのか。

3点目、現在、離合場所もなく、歩行者も危険を感じているが、まず、車の離合場所を設けてはどうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町道浜田中洲線の拡幅計画について」の件についてお答えをいたします。

町道浜田中洲線は総延長1,168.2メートルで、坂地区と横浜地区を結ぶ2級町道となっており、現在、本路線の拡幅計画は平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けたことから、都市防災総合推進事業を活用した避難路整備により道路拡幅を推進しているところでございます。

御質問1点目の、新築された家屋はセットバックされているのかについてでございますが、家屋を新築または増築する場合には、建築確認申請に伴い、4メートル以上の道路についてはセットバックの義務はございませんが、1.8メートル以上4メートル未満の道路につきましても、建築基準法上では道路の中心線から2メートルのセットバックが義務づけられており、確認済みであれば法的に問題はございません。

御質問2点目の、将来的に何メートルの道路を計画しているのかにつきましては、都市防災事業計画では、起点である恵美須橋から坂駅付近までは幅員7メートルとして計画をしており、坂駅付近から横浜第二踏切までは、家屋の建て替え等に併せて離合場所を確保しながら、将来的に幅員6メートルに拡幅する計画としています。

また、本路線の横浜東一丁目地内の区域につきましては一方通行になっておりますことから、計画には入れず、家屋の建て替え等を行う場合に地権者と交渉を行い、その都度、セットバック部の拡幅に努めているところでございます。

御質問3点目の、離合場所もなく歩行者も危険を感じているが、まず、車の離合場



所を設けてはどうかにつきましては、今年度の事業により、横浜第二踏切から100メートル手前の駐車場の箇所について離合場所を整備することとしており、今年度の完成を目指し、地権者と交渉をしているところでございます。

今後も都市計画課と産業建設課をしっかりと連携させ、地権者に拡幅の御協力をいただきながら、可能な箇所から拡幅整備をし、将来的に幅員6メートルになるよう進めてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） この一般質問の前に行政対応について苦情を申し上げます。

実は、この件については、調査要望書を私が地元町民の意見をまとめて、私の名前で提出しているが、今までなしのつぶてであることが苦情なんです。何でこんなにかかるんかと思うながら、この件の経緯を申し上げますと、今年1月上旬ごろに職員に現地立会して動いてきたんですね。それで回答がないために、2月6日付で調査要望書を提出させていただいたんです。その分の回答がないんですけども、何回か催促したけども、この件についてここまでほったらかしにされてるんです。このことは行政対応は大変まずいんじゃないかと。まずはこの見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

そういった議員様からの要望が町の産業建設課の担当のほうへ出したということをお伺っております。この件につきまして、ちょっと本人に確認をしましたところ、口頭での回答は返しとるということでございまして、正式に文書での回答はいたしてないということでございます。この点につきましても、大変御迷惑をかけておりますことをおわび申し上げます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） こういうのが氷山の一角にならんように、どんどんどんどん文章で出してるんですから、今回、答弁いただいた内容を書けばいい話だと思うんですよ。隠す話じゃないんですね。だから、何か監督責任ということで、町長、十分にまた今後よろしくお願ひします。

2点目になります。

現在、ここの部所は、現状、道路幅3.50ぐらいしかないんですよ、道路幅が。したがって、今、答弁いただきましたよりも、4メートル以内の道路については、中心線から2メートルのセットバックをどうのこうのということが、今、答弁ありましたが、3.5メートルありますけども、新築側に縁石、昔のいわゆる境目の縁石があります。私が聞きたいのは、このセットバック部分は縁石から何センチメートル入ったところがセットバック部分に当たるんかどうかをちょっと確認。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） 建築基準法上で確認申請を行う場合がございますが、現在、家を建てられます箇所目の前の道路の幅員が例えば3メートルであれば、3メートルの中心である1.5メートルのところから2メートルセットバックいたしますので、本人の土地の50センチの部分がセットバックの位置になります。その部分につきましては、建築確認上、おうちをそこからはみ出すことはできないという制約がございます。そのセットバックされとる50センチ部分につきましては、塀であるとか、そういったものについてはいけないというようなこととなっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 結局、現状見られたと思うんですが、いわゆる50センチ部分に現在は駐車場にされて、三角コーンを置かれてるんよね、つい最近まで。三角コーンも、これ、建築基準法上違反だと思うんだよね、これ、セットバックにそこに置くということは。そう書いてありますよね。指導されたかどうかをちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

建築確認上、セットバックというものは、そういった中心線から2メートルバックいたします。そのことの後に残ったセットバックした部分、例えば50センチの部分に、その部分がその方の土地じゃなくなるわけではございません。その土地につきましては、あくまでもその土地の所有でございますので、それは将来的に道路を広げるための4メートルの確保という観点から、基準法上定めておるものでございまして、その自分の土地に、まだ道路にもなってないところへカラーコーンを置いたからといって、町が指導するようなこともございませんし、指導というのは、県の指示が下

ろしておりますから、広島県からの指導とはなりますが、カラーコーン程度では、そういう指導はできません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 結局、縁石をそのまま昔のまま造るとか、これも、今、自由みたいで、コーンを置くこともいいんじゃないというんだったら、セットバックの権限というのがなかなかないような感じがするんですけど、ちょっと私もその辺は分かりません。ただ、指導ということで当然あるべきだと思います。

4点目ですけども、この道路は、今、2級町道とされて、2級町道はどういうものかいうたら、都市決定された幹線道路と位置づけられてるんですよ。今回の要はセットバックの部分を含めて幅員6メートルを目指すということで言われましたね。あの辺を拡幅対象土地としてやはり購入するような形で動く必要があると思うんですが、その辺の予定はどのようになっているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

まず、2級町道でございますが、2級町道というのは、地区から地区へ渡るような町道でございます。今回のような浜田中洲線、坂地区から横浜地区を結ぶ路線としてやっとするものでございます。

1級町道というのは、地区全体を縦断するような道路、総頭川1号線でありますとか、小屋浦地区では天地川1号線とか、そういったものが1級町道でございます。

今からの坂駅から横浜第二踏切までの区域でございますが、現在、都市防災総合推進事業により事業化をしております。今から例えば建て替える部分でありますとか、現在、駐車場としておりますところとか、拡幅が可能であるような箇所を地権者さん等に当たらせていただいて、御協力を仰ぎながら、可能な箇所から整備をしまいたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 最後の質問にします。

今、物すごく土地購入の動きは時間がかかると思います。ところが、緊急的には歩行者の危険をどう回避するかということで、かなりのあっこをスピードで駆け抜ける車

が多いんですよ。

答弁いただいたのは、離合場所の整備を計画しているということを伺ってます。あれは駅近くの駐車場の近くを幾らか拡幅して待つとかいうような形だと思うんですが、これは早急にしていただきたいのと、離合場所のことで言えば、横浜の第二踏切側の待ち場所いうのもなかなか、これ、考えんといけんと思うんで、その辺の離合場所の件についての整備される予定を伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） 離合場所の整備箇所ということでございますが、答弁で申しましたとおり、踏切の100メートル手前、元の郵便局があったところがございます。あちらの駐車場が連続してございますけど、そのあたりの事業の計画は今年度いたしております。

今年度としては以上でございますが、その他、家を解体されたりでありますとか、建て替えをするという情報が入りましたら、そういった所有者に交渉いたしまして、そういった箇所を押さえていくというような形で拡幅をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の会期は6月8日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和5年第6回坂町議会定例会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決

定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

平年より早めの梅雨入りとなり、蒸し暑い日が多くなると思いますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和5年第6回坂町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後2時25分）